

引取業者による自動車ユーザーへの情報提供等の現況

引取業者と自動車ユーザー間の『中古自動車あるいは使用済自動車』の取引における情報提供の状況について、事業者へのヒアリング結果を下表のとおり整理した。

【新車販売事業者系の引取業者】

(凡例) ○:実施 ×:未実施 -:なし 新:新車取扱い 中:中古車取扱い 引:使用済車引取り フ:フロン回収 解:解体業

※この使用済車引取台数実績には、中古車として買取後に使用済みにしたもの、及びユーザー等からの使用済み依頼によるもの等を含む。

	2014年度使用済車引取台数(出所)自動車リサイクルシステムの移動報告実績 ※ 2014年度中古車・使用済車取扱台数(出所)ヒアリング結果	取扱区分	「中古車」あるいは「使用済車」の判断					中古車引取時の対応		使用済車引取時の対応			備考	
			「中古車」あるいは「使用済車」とする判断基準の有無(*1)	買取価格のベース		ユーザーが判断する上で引取業者がユーザーに提供する主な情報	ユーザーの意思確認		リサイクル料金返還の実施有無	中古車本体価格とその他費用の区分(*3)	使用済車本体価格	使用済車本体価格とその他費用の区分(*4)		ユーザー負担発生事由
				中古車本体	使用済車本体(*2)		確認方法	署名捺印の有無						
A事業者	1,433台	新・中・引	有	日本自動車査定協会基準をベースとして自社基準で設定	一律	・中古車査定結果 ・使用済車判定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	有価(プラス)	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消手続代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《「中古車」と「使用済車」の両方の取扱いがある事業者》</p> <p>*1 (一財)日本自動車査定協会の査定を基にして「中古車」もしくは「使用済車」を査定。また「初度登録月から180ヶ月以内⇒商品者(中古車)、初度登録月から180ヶ月以上⇒使用済車」をベース。今年1月から3月の期間限定で、公道自走可能車であれば全て商品車(中古車)として買受けている。</p> <p>*2 定期的な見直しは行わず、一律である。</p> <p>*3 車輦本体価格とは別にリサイクル料金額を表示(明細表示)。</p> <p>*4 使用済車本体価格の他、各種手数料(車両運搬費、抹消手続代行手数料等)の費目が区分。</p> <p>(他)現時点では、マイナンバーの提示は不要とされているため不都合はない。</p>
	26,400台													
B事業者	2台	新・中・引	無	日本自動車査定協会基準をベースとして自社基準で設定	商談による	・中古車査定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	有価(プラス)	確認できず	使用済車本体価格より運搬費や抹消手続代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《基本的に「中古車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「使用済車」を引取る事例はあまりない》</p> <p>*1 使用済車とするクルマの外形的な判断基準は持っていない。</p> <p>中古車買取を前提としており、事故車であっても中古車として買取。</p> <p>*2 基本的に有価。買取価格は商談によって異なる。</p> <p>*3 車輦本体価格とは別にリサイクル料金額を表示し、明細も表示。</p> <p>*4 事例が少ないため、実際の取引の確認はできなかった。</p> <p>(他)マイナンバーの取扱いは行わないため、重量税還付手続代行は行わない。</p>
	10,008台													
C事業者	3,634台	新・中・引	有	日本自動車査定協会基準をベースとして自社基準で設定	鉄くず価格(排気量別等)	・中古車査定結果 ・使用済車判定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	有価(プラス)	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消手続代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《「中古車」と「使用済車」の両方の取扱いがある事業者》</p> <p>*1 (一財)日本自動車査定協会の査定を基にして「中古車」もしくは「使用済車」を査定。査定の結果が中古車として取扱いができない場合は使用済車になる旨を案内。</p> <p>*2 排気量別に鉄スクラップ価格等を参考にしながらベース価格を設定。</p> <p>*3 車輦本体価格とは別にリサイクル料金額を表示し、明細も表示。</p> <p>*4 引取価格は使用済車本体価格に還付税金・保険料を加え、手数料(運搬費、抹消手続費等)を差引いた額。</p> <p>(他)現時点では、マイナンバーの提示は不要とされているため不都合はない。ただし今後課題となる可能性があることを危惧している。</p>
	13,313台													

【新車販売事業者系の引取業者】

(凡例) ○:実施 ×:未実施 -:なし 新:新車取扱い 中:中古車取扱い 引:使用済車引取り フ:フロン回収 解:解体業

※この使用済車引取台数実績には、中古車として買取後に使用済みにしたもの、及びユーザー等からの使用済み依頼によるもの等を含む。

	2014年度使用済車引取台数(出所)自動車リサイクルシステムの移動報告実績 ※ 2014年度中古車・使用済車取扱台数(出所)とアライン結果	取扱区分	「中古車」あるいは「使用済車」の判断					中古車引取時の対応		使用済車引取時の対応			備考	
			「中古車」あるいは「使用済車」とする判断基準の有無(*1)	買取価格のベース		ユーザーが判断する上で引取業者がユーザーに提供する主な情報	ユーザーの意思確認		リサイクル料金返還の実施有無	中古車本体価格とその他費用の区分(*3)	使用済車本体価格	使用済車本体価格とその他費用の区分(*4)		ユーザー負担発生事由
				中古車本体	使用済車本体(*2)		確認方法	署名捺印の有無						
D事業者	116台	新・中・引	無	日本自動車査定協会基準をベースとして自社基準で設定	確認できず	・中古車査定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	有価(プラス)	×	使用済車本体価格と抹消代行手数料などと相殺されゼロになることが多い	<p>《基本的に「中古車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「使用済車」を引取る事例はあまりない》</p> <p>*1 使用済車とするクルマの外形的な判断基準は持っていない。 中古車買取を前提としており、事故車であっても中古車として買取る。 ユーザー自ら廃車を希望する場合は引取るものの、年に1~2件ぐらいしか発生しない。 *2 本社が決めるため、価格設定のベースはわからない。有価ではある。 *3 車輦本体価格とは別にリサイクル料金額を表示し、明細も表示。 *4 費用を区分したり、明細表示はしないことが多い (他)マイナンバーについてはコメントなし</p>
	約2,800台													
E事業者	481台	新・中・引	無	日本自動車査定協会基準をベースとして自社基準で設定	一律	・中古車査定結果 ・使用済車判定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	ゼロ	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《基本的に「中古車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「使用済車」を引取る事例はあまりない》</p> <p>*1(一財)日本自動車査定協会の査定を基にして「中古車」もしくは「使用済車」を査定。査定の結果が中古車買取の取扱いができない場合は使用済車になる旨を案内。ただし、基本的に中古車買取を前提としており、使用済車自体はあまり発生しない。 *2 定期的な見直しは行わず、一律である。 *3 車輦本体価格とは別にリサイクル料金額を表示し、明細も表示。 *4 ユーザーが引取業者に支払う費目の区分あり。 (他)マイナンバーについてはコメントなし</p>
	約9,300台													
F事業者	634台	新・中・引	有	日本自動車査定協会基準をベースとして自社基準で設定	一律	・中古車査定結果 ・使用済車判定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	ゼロ	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《「中古車」と「使用済車」の両方の取扱いがある事業者》</p> <p>*1(一財)日本自動車査定協会の査定を基にして「中古車」もしくは「使用済車」を査定。ただし、査定を行う本社側が、最終的に中古車での買取がユーザーに得になるのか、使用済車での買取がユーザーに得になるのかを総合的に判断。査定の結果が中古車買取の取扱いができない場合は使用済車になる旨を案内。 *2 定期的な見直しは行わず、一律である。 *3 車輦本体価格とは別にリサイクル料金額を表示し、明細も表示。 *4 引取業者がユーザーに支払う費目、ユーザーが引取業者に支払う費目の区分あり。還付税金相当額・返礼保険料相当額の取扱いについては社内基準(車検残存期間等)により対応が変わってくる。 (他)マイナンバーについてはコメントなし</p>
	5,213台													

【中古車販売事業者系の引取業者】

(凡例) ○:実施 ×:未実施 -:なし 新:新車取扱い 中:中古車取扱い 引:使用済車引取り フ:フロン回収 解:解体業

※この使用済車引取台数実績には、中古車として買取後に使用済みにしたもの、及びユーザー等からの使用済み依頼によるもの等を含む。

	2014年度使用済車引取台数(出所)自動車リサイクルシステムの移動報告実績 ※ 2014年度中古車・使用済車取扱台数(出所)とアライン結果	取扱区分	「中古車」あるいは「使用済車」の判断					中古車引取時の対応		使用済車引取時の対応			備考	
			「中古車」あるいは「使用済車」とする判断基準の有無(*1)	買取価格のベース		ユーザーが判断する上で引取業者がユーザーに提供する主な情報	ユーザーの意思確認		リサイクル料金返還の実施有無	中古車本体価格とその他費用の区分(*3)	使用済車本体価格	使用済車本体価格とその他費用の区分(*4)		ユーザー負担発生事由
				中古車本体	使用済車本体(*2)		確認方法	署名捺印の有無						
G事業者	0台	中・引	無	オークション相場など市場相場をベースとして自社基準で設定	-	・中古車査定結果 ・買取価格	書面	有	○	×	-	-	-	<p>《基本的に「中古車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「使用済車」を引取る事例はあまりない》</p> <p>*2 使用済車と判断するような外形的な基準は持っていない。 中古車買取を前提としており、事故車であっても中古車として買取る。</p> <p>*3 使用済車本体の買取価格のベースはもっていない。</p> <p>*4 車輦本体価格とリサイクル料金額を合計した総額表示。</p> <p>*5 使用済車の買取は行ってない。</p> <p>(他)マイナンバーについてはコメントなし</p>
	3,337台													
H事業者	0台	新・中・引	無	オークション相場など市場相場をベースとして自社基準で設定	-	・中古車査定結果 ・買取価格	書面	有	○	○	-	-	-	<p>《基本的に「中古車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「使用済車」を引取る事例はあまりない》</p> <p>*1 使用済車と判断するような外形的な基準は持っていない。 中古車買取を前提としており、事故車であっても中古車として買取る。</p> <p>*2 使用済車本体の買取価格のベースはもっていない。</p> <p>*3 中古車買取り時に取交す売買契約書でリサイクル料金額を明示。</p> <p>*4 使用済車の買取は行ってない。</p> <p>(他)マイナンバーについてはコメントなし</p>
	非公表													
I事業者	2,668台	中・引・フ・解	有	オークション相場など市場相場をベースとして自社基準で設定	鉄くず価格(排気量別等)	・中古車査定結果 ・使用済車判定結果 ・買取価格	書面	有	○	×	有価(プラス)	-	近場の引取りであるため、使用済車の運搬費や抹消手続代行手数料などは頂いてない。	<p>《「中古車」と「使用済車」の両方の取扱いがある事業者》</p> <p>*2 使用済車と判断するような外形的な基準は持っていない。 オークション相場など市場価格を参考にしながら総合的に判断。 査定の結果、中古車買取の取扱いができない場合はユーザーに対して使用済車の買取になる旨を案内。</p> <p>*3 排気量別に鉄スクラップ価格等を参考にしながらベース価格を設定する。</p> <p>*4 車輦本体価格とリサイクル料金額を合計した総額表示。</p> <p>*5 使用済車本体価格のみの取引きであるため、その他に区分する費目はない。</p> <p>(他)マイナンバーの取扱いについて質問されるユーザーは多い。 今後、マイナンバーを示したくないユーザーに対しては、重量税還付相当額の立替払いを提案する予定でいる。</p>
	約3,000台													

【解体事業者系の引取業者】

(凡例) ○:実施 ×:未実施 -:なし 新:新車取扱い 中:中古車取扱い 引:使用済車引取り フ:フロン回収 解:解体業

※この使用済車引取台数実績には、中古車として買取後に使用済みにしたもの、及びユーザー等からの使用済み依頼によるもの等を含む。

2014年度使用済車引取台数(出所)自動車リサイクルシステムの移動報告実績 ※	2014年度中古車・使用済車取扱台数(出所)とアリング結果	取扱区分	「中古車」あるいは「使用済車」の判断					中古車引取時の対応		使用済車引取時の対応			備考	
			「中古車」あるいは「使用済車」とする判断基準の有無(*1)	買取価格のベース		ユーザーが判断する上で引取業者がユーザーに提供する主な情報	ユーザーの意思確認		リサイクル料金返還の実施有無	中古車本体価格とその他費用の区分(*3)	使用済車本体価格	使用済車本体価格とその他費用の区分(*4)		ユーザー負担発生事由
				中古車本体	使用済車本体(*2)		確認方法	署名捺印の有無						
4,487台	約5,000台	引・解	無	-	鉄くず価格(排気量別等)	買取価格	書面	有	-	-	有価(プラス)	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消手続代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《基本的に「使用済車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「中古車」を買取る事例はあまりない》</p> <p>*1 使用済車買取を前提としているため基準なし。 *2 鉄くず価格をベースとして、定期的に価格を見直す。 *3 基本的に中古車買取はない。仮に中古車買取が合った場合はリサイクル料金を相手方に返還する。 *4 引取業者がユーザーに支払う費目、ユーザーが引取業者に支払う費目の区分あり。重量税など還付税金相当額・自賠責返戻金相当額を使用済車買取時にユーザーに支払うため、後日、使用済車を自社名義に変更する。 (他)マイナンバーは当該自動車の所有者が亡くなっている場合のみ必要としている。この場合、行政書士に相談する必要がある為、手間がかかる。</p>
184台	201台	引・解	無	-	中古部品価値等と鉄くず価格	買取価格	書面	有	-	-	有価(プラス)	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消手続代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《基本的に「使用済車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「中古車」を買取る事例はあまりない》</p> <p>*1 使用済車買取を前提としているため基準なし。 *2 主にクルマに付属する中古部品の価値を見て使用済車本体価格を設定。鉄くず価格も考慮しているが、破砕業者までの運搬費などを考慮すると採算が合わない。 *3 基本的に中古車買取はない。仮に中古車買取が合った場合はリサイクル料金を相手方に返還する。 *4 引取価格は使用済車本体価格から手数料(運搬費、抹消手続費等)を差引いた額。使用済車は最終所有者名義で抹消手続きを行うため、重量税や自賠責等は各々窓口が最終所有者に直接送金する。 (他)マイナンバー取扱いについてご理解が得られるように説明をしているが、ご理解が得られない場合は、重量税還付相当額の立替払いを提案。</p>
1,896台	約2,000台	引・解	無	-	鉄くず価格(排気量別等)	買取価格	書面	有	-	-	有価(プラス)	○	使用済車本体価格より運搬費や抹消手続代行手数料等の費用が大きい場合はユーザー負担になることがある	<p>《基本的に「使用済車」の取扱いを前提としており、ユーザーから「中古車」を買取る事例はあまりない》</p> <p>*1 使用済車買取を前提としているため基準なし。 *2 鉄くず価格をベースとして、定期的に価格を見直す。 *3 基本的に中古車買取はない。仮に中古車買取が合った場合はリサイクル料金を相手方に返還する。 *4 引取価格は使用済車本体価格に還付税金・保険料を加え、手数料(運搬費、抹消手続費等)を差引いた額。 (他)現時点では、マイナンバーの提示は不要とされているため不都合はない。今後、マイナンバーの提示が必須になると、サービス提供に支障が出る可能性があることを危惧する。</p>